

技術研究開発の促進制度

～ 外資の技術研究開発に係る優遇税制 ～

このほど天津市政府は、外資企業の技術研究開発を促進するため、優遇税制を含む奨励策を発表しました。(4月13日新華社)

報道の内容によれば、優遇税制として、技術研究開発費の割増税前控除、優遇税率15%、外資による研究開発センターを設立する場合の研究設備に係る関税・輸入増値税の免除。一定の技術譲渡に係る営業税の免除。奨励策として、天津で開発した新技術を応用する投資を対象とした資金援助を行うこととされています。

上記に関する具体的な法令通知は、今日現在まだ確認できておりませんが、優遇税制の技術研究開発費の割増税前控除については、同様の規定として、国税発[1999]173号(2000年1月1日施行)の通知がありますので、ここで簡単に紹介いたします。

国税発[1999]173号「外国投資企業の技術開発費を課税所得額から控除することに関する通達」の内容は以下の通りです。

(1) 外国投資企業の技術開発費が前年より **10%以上増額** した場合には、税務機関の認可により、**技術開発費の実際発生額の50%**をさらに当年度の課税所得額から**控除**することができる。

(例1) 売上 200 万元 - 経費 100 万元 = 利益 100 万元 (本来の課税所得金額)
経費のうち技術研究費は 30 万元 **割増控除額 30 万元 × 50% = 15 万元**
課税所得金額 = 100 万元 - **15 万元** = 85 万元

(2) 技術開発費の内容

新製品・新技術・新技法を研究開発することにより発生した新製品設計費、テクニカルマニュアル制作費、設備調整費、原材料・半製品の試作費、技術図書資料費、国家計画に属さない中間実験費、研究機構職員の給与、研究設備の減価償却費、その他関連経費。他企業等から供与される技術に対する費用は含まない。

(3) 上記(1)による割増控除額は、**当年度の課税所得金額**(前年以前の繰越欠損金額控除後の金額)を**限度**とし、**超過分の翌年度繰越はなし**。

(例2) 上記(例1)で、経費が190万元である場合。

売上 200 万元 - 経費 190 万元 - **割増控除額 10 万元** = 課税所得金額 0 元
割増控除額：15 万元 200 万 - 190 万 = 10 万元 10 万元

今回の報道の内容は、一部従来の優遇税制と同様のものがありますが、これまでよりもより使い勝手の良い奨励・優遇政策となるよう期待したいものです。

以上。